

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営水利施設等保全高度化事業（排水対策特別型）下高瀬地区）計画を令和7年3月21日定めた。

その関係書類を県のウェブサイトにおいて令和7年4月3日から同月22日まで縦覧に供する。

令和7年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人